

# 「一方的に退去させない」

# 雇用促進住宅

## 近畿の雇用促進住宅

滋賀	20カ所	1620戸
京都	4カ所	320戸
大阪	32カ所	6075戸
兵庫	61カ所	5768戸
奈良	7カ所	840戸
和歌山	23カ所	1850戸

全国約十四万戸、三十五万人が住む雇用促進住宅の約半数の廃止計画問題で、日本共産党国会議員団は（八月）二十六日、入居者の理解を得ない一方的な住宅廃止や入居者退去を強行しないことなどを舛添要二厚生労働相に申し入れました。申し入れには小池晃（政策委員長）、井上さとし、山下よしき各参院議員、佐々木憲昭、高橋ちづ子両衆院議員が参加しました。

小池議員らは、突然の退去通知に、居住者から「紙一枚で何の説明もない」「市営住宅はいっぱいで入れず、目の前が真っ暗」などの声が寄せられていると

## 日本共産党議員団に 厚労大臣が約束



雇用促進住宅から一方的な入居者退去をしないよう、舛添厚労相（中央）に申し入れる山下、井上両参院議員（手前）ら日本共産党国会議員団＝8月26日、東京・厚労省

説明。①廃止決定を白紙に戻し、再契約拒絶通知を中止する②一方的な住宅廃止や退去を強行しないこと③退去が難しい場合は、入居継続を認めるなどの居住権を保障する④売却を認める場合、自治体と協議し、入居者にとって最善の結果となるようにする⑤ワーキングプアなど居住を確保できない人への住宅対策として活用方策を検討すること――の五項目を提起しました。

舛添厚労相は「入居者の声を聞き説明会をきちんと開き、一方的な形で入居者を退去させることはしないよう大臣として指示をしたい。高齢だったり、身体障害があったり、困っている人の声を聞き、よく説明をし、手を差しのべて対応するよう指示します」と語り、早急に改善策をまとめ文書で回答すると表明。また、ワーキングプアなどへの活用方策も含めて検討したいと答えました。（「しんぶん赤旗」8月27日付より）

日本共産党は、以上のような見解を発表したので紹介します。

日本共産党  
国会議員団

近畿

ブロック事務所ニュース

2008年9月号外  
発行/日本共産党国会議員団  
近畿ブロック事務所

〒540-0004 大阪市中央区玉造2丁目15番7号USビル5F  
Tel.06(6764)9111 Fax.06(6764)9115  
Eメール:jcpkinki@cronos.ocn.ne.jp

# 雇用促進住宅に関する申し入れ

2008年8月26日 日本共産党国会議員団

日本共産党国会議員団が舛添要一厚生労働大臣に行った申し入れは次の通りです。

全国で14万戸、35万人が住む雇用促進住宅を全廃する方針のもとで、居住者の入居契約打ち切りがすすめられ、まともな説明もないまま、早ければ今年中の退去を迫られる人たちもうまれている。

うのか」などの怒りの声が寄せられている。日本共産党は、これまでも居住者の声を政府に伝え、実現を求めてきたが、今回改めて厚生労働大臣に以下の通り申し入れる。

雇用促進住宅は、建設当初の目的の「移転就職者向け」から「仕事と住まいを求める人達を対象」に拡大され、公営・公団住宅と同様に国の住宅政策5カ年計画にも位置づけられてきた。しかし、特殊法人改革の中で住宅の建設・管理から撤退し、全廃させ売却する方針が採られた。それでも当時は三十数万戸という規模の大きさや居住権などの問題を踏まえ「30年程度を用途に」と定の年月をかけることを明記し、居住者に対して配慮をせざるを得なかった。

その後、2005年末の規制改革・民間開放推進会議第2次答申での見直しで「30年かけて」と言う方針を撤回し、「民間事業者のノウハウを活用し」、「できるだけ早期に廃止」と変更して以降、次々に前倒しし、ことし4月にはいきよに全住宅の半分程度まで一方的に廃止を決定してしまっ

た。今回の突然の退去を求める通知に、居住者からは「通知の紙一枚で何の説明もない」「市営住宅はいっぱいで入れず、目の前が真っ暗」「民間は高くて今の収入ではとても移れない。ホームレスになれと言

- 1、入居者の理解を得ない一方的な住宅廃止決定を白紙に戻し、「入居説明会」の開催に連動した再契約拒絶通知を中止すること。
- 2、定期契約者を含めて入居者の声を十分に聞き、事情をよく理解した上で納得のいく話し合いを行い、一方的な住宅廃止や入居者退去を強行しないこと。
- 3、種々の事情で雇用促進住宅からの退去が難しい入居者には、入居継続を認めるほか、納得を得て同一住宅内の別棟や近隣住宅への移動により居住権を保障すること。
- 4、地方自治体への売却が適当と認められる場合は、固定的な価格提出に固執することなく、柔軟な態度で自治体当局と協議をつくし、入居者にとって最善の結果得られるようにすること。
- 5、ワーキングプアと呼ばれる人たちをはじめ、低賃金等によりアパートなど住居を確保できない人達の住宅対策の二環として、耐震補強など大規模修繕を前提にした雇用促進住宅の新たな活用方法を早急に検討すること。